

長野県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱(案)について

心の支援課

長野県いじめ防止対策推進条例（平成 27 年長野県条例第 24 号）の規定に基づき、いじめ防止等のための関係機関の連携を進めるため、連絡協議会を設置する。

設置要綱（案） 別紙のとおり

(参考)

長野県いじめ防止対策推進条例

(長野県いじめ問題対策連絡協議会)

第 11 条 法第 14 条第 1 項の規定により、学校、長野県教育委員会及び市町村の教育委員会、長野県中央児童相談所、長野地方法務局、長野県警察本部その他の関係者により構成される長野県いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

(第 1 回開催予定)

平成 27 年 5 月 29 日（金） 14 時 30 分～16 時 00 分 県庁 教育委員会室

長野県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 長野県いじめ防止対策推進条例(平成27年長野県条例第24号)第11条第3項の規定により、長野県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、長野県いじめ防止対策推進条例第11条第2項に規定する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関の代表者等(第4条において「協議会を組織する者」という。)をもって組織する。

- 2 協議会に、会長を置く。
- 3 会長は、長野県教育委員会の代表者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する関係機関の代表者等がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が進行をする。

- 2 協議会は、必要に応じ、協議会を組織する者以外の者に対し協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会を組織する者は、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、長野県教育委員会事務局心の支援課において処理するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から適用する。

(別表)

関係機関

長野県弁護士会
長野県医師会
長野県臨床心理士会
長野県社会福祉士会
長野県精神保健福祉士協会
いじめNO! 県民ネットワークながの
長野県PTA連合会
長野県市町村教育委員会連絡協議会
長野県高等学校長会
長野県中学校長会
長野県小学校長会
長野県私学教育協会
長野県中央児童相談所
法務省長野地方法務局
長野県警察本部
長野県県民文化部
長野県教育委員会